

計画の位置づけ

国: 基本指針



都道府県: 予防計画



保健所設置区市: 予防計画

(感染症法第9条第1項)

厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

(同法第10条第1項)

都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第2項において「予防計画」という。)を定めなければならない。

(同法第10条第14項)

保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

【区における関連計画】

中央区感染症予防計画



中央区新型インフルエンザ等対策行動計画

(同法第10条第17項)

保健所設置市等は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならない。